



復元

終戦記念日祭 宮司挨拶

宮司 小川 純生

戦後六十七年の夏を迎えた本日の終戦記念日祭に際し、皆様には猛暑ご多用の中ご参列賜りまして誠に有難う御座います。

また、常日頃より英靈の慰靈顯彰、神社護持には格別のご配意を賜り有り難く重ねて御礼申し上げます。

只今ご神前に、謹みて皇室の弥栄と先の大戦において祖国存亡の危機に命を盾に敢然と戦い、護國の御靈となられた英靈に対し、報恩感謝と御靈の安鎮國家国民の安全世界平和をご祈念申し上げました。

さて、今日の日本の現状は、英靈が命を賭して守った領土領海が重大な危機に瀕しています。

ご承知の通り、ロシアのメドベージエフ首

相が不法占拠をしている我が国の北方領土国

御祭神数

当神社に御鎮祭申し上げております
御祭神は四万九千七百二十三柱です。

後島に上陸した暴挙に続き、韓国のイミョンバク李明博大統領が十日韓国の大統領として不法占拠を続いている島根県の竹島に上陸するという暴挙に出ました。

こうした韓国大統領の行為は、実効支配を定着化し日本に圧力を強め、十二月に迫った大統領選挙を有利に進める手段として「反日」感情を強め、国内世論を有利に導くための方策に過ぎませんが、我が国にとつては、「竹島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり」絶対に容認できない重大な問題であります。

結果的にこの様な状況を招いたのは、戦後つねに政権の中枢を担ってきた自民党政権にも大きな責任があります。
関係国の感情や友好、或いは、経済を最優

先し、領土という主権に係わる重大な問題について、主張すべきを主張せず曖昧にしてきた結果、主権なき国家、日本の現状を招きました。

そもそも国家主権とは、國家の独立性、即ち、他国からの干渉を排除する権利であり、各国とも自国の領土や国民に対し、包括的かつ排他的な支配力を有します。

国際社会という国益と国益のぶつかり合う場において、いかに自国の国益を守るかが政府の最も大きな役割です。

かといって、その支障になるからと、国家主権をないがしろしていいはずがありません。お互いに主張すべきは主張し、その中で理解しあってこそ、お互いに主権を尊重する信頼関係が築かれるのではないか。

主権を主張できない、行動を起こせないような国は、国際社会において、評価も信頼もされません。

そもそも、この様な日本の現状を招いたのは、米軍の占領政策にあります。

「日本が二度と欧米に対し戦争を起させないように骨抜きにすること」であり、日本人から民族存立の重要な要件である神話・歴史伝統文化を否定しました。

占領下という主権の無い日本で、占領軍の

手によってつくられた現行憲法にあります。

占領軍から草案を押し付けられた、日本政府が、そのまま日本語に置き換えたに過ぎません。

現行憲法について具体的に申し上げると、その前文には、「…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し、我らの安全と生存を保持しようを決意した」とあります。

国民の安全と生存を他国に委ねるという、このような国はどこにも在りませんしありません。

これは主権のよりどころたる憲法とはとてもいえません。

国家は国民を守り、領土と領海を守る責任があります。これこそ国家の存在意識であつて、現行憲法はこの点、あまりにも無責任と言わざるを得ません。

新興国の台頭によつて国際情勢は大きく変化し、日本は安全保障上の火種をいくつも抱えています。自国民を守れないような憲法下では、将来に亘つて日本が存続できる保障が在りません。

早急に憲法を改正し、独立国家としての主権を発動させることによって、自国は自国で守ることの出来る「普通の国家」にならなければなりません。

尖閣諸島が日本の領土であることは、ここに論ずるまでもありません。

この尖閣諸島の国有化に対し、中国国内では常軌を逸する不法で過激な抗議行動がおり、勝手次第な反発がいまもつづいています。

これこそが、身を賭して、国家国民を守つた英靈の御心に、答えることだと思います。

以上猛暑の中長々と纏まりのない話になりましたが、ご理解・支援賜ります様お願い申し上げます。

御静聴有難う御座いました。

領土問題と日本の歴史教育

愛媛縣護國神社崇敬奉贊会
会長 中山 紘治郎



この様子の一部始終はメディアで世界中に配信されているので、皆様もテレビや新聞で一連の報道に接し、いろいろと複雑な思いにかられています。奇しくも今年は、中国交正常化四十周年の記念すべき年です。

中国政府は一部暴徒の日本企業に対する犯罪行為を許し容認することで、国家としての品位や信用を著しく落としました。破壊され、焼き討ちにあり、多大な被害を蒙った日本人関係者の無念、憤り、落胆は言葉に尽くせないものがあります。もちろん私も怒りで拳をにぎりしめた者ひとりです。

GDPで日本を追い越し、経済大国になつたとはいえ、中国にはまだまだ独立自尊の国民や個人としての市民は育っていないと言わざるをえません。あの暴動や略奪の抗議行動が当局のコントロールの下におかれていたことは明白であり、中国政府は国内に鬱積する不満を過激な反日行動でガス抜きをし、外交に利用しているのです。中国国内でも95%の人々が、今度の騒ぎを憂い、恥ずかしいことだと思っている、という報道もあり、私もそのことを信じたいが、一方では、「犬と日本人は立入禁止」という戦前の上海租界を逆手に取ったスローガンや、「日本は中国の領

土だ」などという誇大な中華思想がネット上で流されていることを知ると、中國の人々に自國のことも日中のことも、もう一度ふりかられることと思います。奇しくも今年は、

えり、正しい歴史を学んで欲しいと願わざるを得ません。

たとえば、昭和三十年代前半、中国では毛沢東が「大躍進」政策を展開したが、大失敗に終わり、三千万人をこえる餓死者を出しました。この数は日中戦争による被害者をはるかに上回っています。また今度の騒ぎに関して、中国の民度（社会の成熟度）という点でいえば、清の時代とあまり変わっていないことに深い失望と恐怖を感じます。かつて魯迅は『阿Q正伝』において、ちゃんとした教育も受けず、したがって確固とした思想や行動の原理原則もなく、ただ、その時々の思いつきや感情でいつもたやすく権力者に利用され、「革命運動」という名の暴動（今回の愛国無罪と同じです）に参加し、首をはねられる袁世凱の民衆のなかの一人の男を中国人の典型として描いています。今回の暴動の主役は反日教育で育った職のない若者なのです。阿Qと

さかのぼる歴史と伝統文化を有し、万世一系の皇室をいただく私たち日本人と、国なりたちにおいて根本的に異なるところであります。私たちは古の昔から、心情の純粹さを尊び、相手の立場を尊重し、もののあはれを大切にし、武士道精神を人倫の核とした民族國家をこの豊かな国土につくってきたのです。私たちはゆるぎのない矜持をもって、領土問題にのぞむべきだと思います。民主党政府の外交は、トラスト・ミーのマザコン首相から野田首相まで、誠に拙劣です。そもそも尖閣問題に対し、都はもとより国もアジア・太平洋地域への確固たる戦略的構想はなく、都知事の実効支配宣言や民主党政府による唐突な国有化は、それぞれの都合で選挙自当での人気取りに走った感はいなめません。このようなボピュリズムこそ、諸外国から足元を見られ、外交の失敗を招き、国益を損なうことになるのです。

領土問題ではもうひとつ、いま確認しておかなければならないのが、竹島の領有権をめぐる韓国の誤った外交姿勢です。韓国の李明博大統領は、日韓で竹島の領有権をめぐる対立の激化の原因を従軍慰安婦問題が進展しないことに求めていますが、この問題について

も、日韓の歴史認識に大きな隔たりがあります。

日清戦争は朝鮮を併合しようとする清と、それに対抗する日本との戦いがありました。

この結果結ばれた「日清講話条約」によつて、朝鮮は初めて清（中国）の属国という立場から脱却できました。それまで朝鮮には固有の年号はなく、中国のものを使用していました。朝鮮は一八九六年から太陽暦を使用し、一八九七年に国号を「大韓帝國」と変更して、歴史上初めて独立国となつたのです。しかし韓国は独立自尊の気概に欠け、清がダメになると、朝鮮半島への南下を試みるロシアに頼るという日露見外交でした。日露戦争の結果、追い詰められた韓国は、皇帝自らが日本へ統治権の譲渡を申し出ています。これが「日韓併合」の眞実なのです。そして、何度も蒸し返される「慰安婦問題」ですが、一般的

民間人をだまして、慰安婦として中国や東南アジアの売春業者へ売ったのは、朝鮮人の悪徳業者であつて、日本の陸軍が関与していた、というのは誤りでまさしく歴史のねつ造であります。日本の陸軍省は一九三八年三月四日に、「軍慰安所従業婦等募集に関する件」という命令書を発し、「社会問題上遺漏なきよ

う配慮せよ」と、朝鮮人悪徳業者の排除を命じています。ついでに経済的な面で補足すれば、この当時、兵士の給料が軍曹で月二十円、これに対して慰安婦は平均月千円の高給なので、自發的に志願したり、親に売られた娘も多くいたのです。こうした事実は日本においてすら正しく伝えられていません。それどころか、従軍慰安婦を軍が強制運行したという

ねつ造証言を一部のマスコミが大々的に報じたため、韓国がこれを事実とし、日本へ外交上の圧力をかけるカードに使用するようになつたのです。一九九三年八月の河野内閣官房長官が軍の直接・間接の関与を認める、というまゝたくの誤った談話を発表したため、日本政府は苦しい立場に追い込まれてしまつたのです。この事実誤認にもとづく談話の公式な見直しをすることは、日本政府の急務であります。

ところで、戦後の日本の教育が大きな問題を抱えていることは、皆様もよくご承知のことと思います。ここでは、紙幅の都合がありますので、歴史教育にしばつて問題点を若干指摘しておきたいと思います。まず、日本の近代化をどのようにとらえるか、という点です。幕末の日本は歐米列強による植民地化の危機にさらされておりました。迫りくる列強と不平等条約を結び開国を余儀なくされます。アジア各国が植民地化され、ロシアの脅威が迫ってくるなか、必死に国力を向上させてきた明治の日本は、国家の存亡をかけて大国ロシアと戦い、ロシアの国内事情にも助けられて何とか勝利しました。ロシアに勝ったことで、欧米列強は日本を近代国家として認めたのです。しかし不平等条約が撤廃されたのは明治四十四年のことで、開国から實に五十年の月日を要しています。この明治の時代をどのようにとらえるのか。近代國家をつくるため、生まれて間もない国を護るために、明治の公のために生き、国家に尽くすことを第一義とする大きな人物を数多く輩出した時代であります。ところが現在使用されている歴史教科書の多くは、その後にはじまる日本のアジア進出の前段階として明治をとらえており、明治国家の役割が正しく評価されていません。戦争自体を贊美することがあつてはならないが、せめて乃木希典や東郷平八郎、愛媛では秋山好古・真之兄弟、水野広徳の生きざまについて教材化することがあつてしかるべきだと思います。明治の国づくりをもつと評価すべきではないでしょうか。繰り返しますが、

明治が帝国主義の前段階である、という歴史認識は自虐史觀につながるものであり、明らかに間違った歴史觀なのです。

つぎに日本は大東亜戦争に敗北し、アメリカの占領政策において太平洋戦争という呼称を押し付けられました。戦前、アジア各国には民族の自決は認められておらず、歐米の宗主国が民主主義や自由主義をアジア各国に導入したことはありません。これに対して日本は、戦前も戦中も「アジアは一つ、アジアの解放」を唱えており、大東亜戦争はこのような理想や理念の実現を目指していました。

もちろんアジア解放のための戦いであつたとしても、アジア諸国に多大な惨禍をもたらしたことは事実で、この戦争を一方的に肯定するものではありません。ただ、ここでしつかり認識しなければならないのは、いつの時代も勝者が正義となるのが戦争だ、ということです。戦争裁判はその典型であります。二つの原爆を投下し、大量殺戮を行ったアメリカの指導者は戦犯に問われていません。勝者のアメリカが日本を断罪したのです。しかし戦争は、つねに二面性をもっています。

戦後、ダグラス・マッカーサーが「占領が終わらなければ、日本人は、この本を日本語

で読むことはできない」と、日本での翻訳出版を禁じた書物があります。ヘレン・ミアーズという名の日本の歴史研究家が著した衝撃的な内容の本です。彼女はGHQの労働局諮詢委員会のメンバーの一人として来日し、GHQの内部情報にふれ、極東軍事裁判が終了した後で、この著、『Mirror for Americans, JAPAN (アメリカの鏡・日本)』をアメリカで出版しました。彼女はこの本の中で次のような指摘をしています。「真珠湾攻撃は青天の霹靂ではなく、アメリカはさしたる被害なしに、日本に第一撃を仕掛けるよう画策しました」。「原爆投下は必要なかつた。それは、日本に対しても使つたのではなく、ソ連との政治戦争で使用したのだ」。「アメリカは日本を裁くほど公正でも潔白でもない」。日本人を骨抜きにする占領政策を実施しているマッカーサーがこのような内容の書物の出版を許す筈はありません。ミアーズはこの本のなかで、日本のアジア進出についてこのように分析しています。「一九三一年の満州から四十年のインド国境まで、日本が破竹の勢いで進出できたのは、アジア・太平洋諸国をヨーロッパの政治・経済的支配から解放するという大アジア建設計画、すなわち大東亜共栄圏のダ

イナミックな革命的魅力に負うところが大きい」。ミアーズの分析がすべてだとするつもありはありませんが、先の大戦（大東亜戦争）がアジア諸国の独立を促したことは事実ですし、日本を断罪した東京裁判を一方的に受け入れた自虐史觀の教科書を読まされる若者たちが、日本に生まれたことに誇りをもち、日本人であることに自信をもてるはずはありません。戦争の悲惨さを訴え、平和を説くことはもちろんですが、祖国の悠久の平和を祈つて殉じた人たちの思いこそ、しっかりと伝えていくべきではないでしょうか。

護國神社には殉國二十二烈士の慰靈碑があります。愛媛で教壇に立つ先生方にもぜひ一度はここを訪れ、碑が訴える平和の声に耳を傾けて欲しいものです。



崇敬奉賛会奉納

愛媛縣護國神社崇敬奉賛会は「国のために尊い命を捧げられた英靈のご遺徳を後世に伝え、感謝と報恩の誠を尽くす」という趣旨のもと、平成二十二年七月の設立以来多くの方々にご入会ご奉賛を賜っております。

この度、奉賛事業といったしまして、「境内案内板」「祭事案内板」「パイプテント七張」をご奉納頂きました。厚く御礼申し上げます。



神社境内案内板除幕式（4月8日）

長）、今井琉璃男顧問（愛媛新聞社相談役）池見健次責任役員（愛媛県遺族会事務局長）をはじめ、副会長、理事、関係各位三十名余りがご参列、諸事滞りなく斎行、ご奉仕申し上げました。

また、春秋大祭等で使用するパイプテント七張も新調、ご奉納頂きこの度の秋季慰靈大祭から使用いたしております。



奉納テント

〔奉納者並びに寄贈図書〕

一、神社境内案内板	一
一、祭事案内板	一〇
一、テンント	七張

愛媛縣護國神社崇敬奉賛会様

- 一、保守の正義とは何か
- 二、日本武尊の国防原論
- 三、腹をくくって国を守れ
- 四、迫りくる中国の侵略から沖縄を守れ
- 五、一喝！吉田松陰の靈言
- 六、神武天皇は実在した

- 一、今上天皇元首の本心
- 二、松山市枝松
- 三、宅正信様

- 一、桓武天皇と平安京
- 二、京都左京区

- 一、日本人は眞秀の民
- 二、東京都練馬区

平安神宮崇敬会様
木村久子様

- 一、平和を愛する世界人として
- 二、東京都府中市

野口智恵子様

『戦友団体等による慰靈祭』

平成二十四年

五月二十二日 愛媛甲飛会

五月二十三日 殉職消防職員

五月二十六日 愛媛シベリアを語る会

十月六日 愛媛県隊友会

平成二十四年四月八日の境内案内板除幕式には、中山絢治郎崇敬奉賛会長（愛媛銀行会

今後も英靈の心を我が心とし、だれもが不自由なく参拝できるお社づくりを目指し、より多くの方々にご賛同頂きますことをお願い申し上げます。

「遺族会等による慰靈祭」

平成二十四年(四月)春季慰靈大祭奉仕者

敬略

九日（靈蘿奉安祭・宵宮祭・合祀祭）

遺族會代表獻供奉仕者

二
獻謠

村井安夫他愛媛縣護國神社獻謡會會員有志

一七五三祝いのお詫り

秋の力祭がすむと　すぐそこは「七五三」かぎ
ます。

い伝統を歴史の中に受け継いできました
その中で「七五三祝」があります。

人生の節目節目（着帯・出産・七夜・初宮詣・食初め・誕生・節句等々）すべて「人生儀礼」の

愛媛縣護國神社では、十一月を「七五三お祝いの用一上いた」ています。お子様現御様とお母さん

参拝し、「親の恩」「神の恵み」に感謝いたしましたよ
う。

を袴着、女兒七歳を帶解きとして、數え年にお参りますが、ご家庭のご都合にて「故土三

「満年齢」どちらでも、また、(土) (日) にこだわりません。

また僕の通り、「数寄の山陰」の督核が十一月の十一日（日）、十五日（木）、十八日（日）三日間、三三事の旨表の言直しはつて、お召

物の着付けをして下さい。精々ご利用の程をお待ち申しております。

世の中に思ひはあれど子をこふる
思ひにまさる思ひなきかな

紀貫之

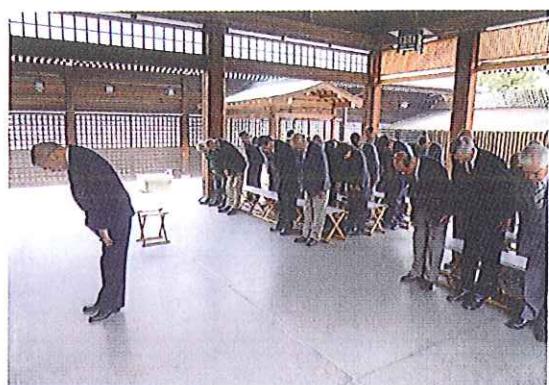
〈永代祭祀料基金奉納者御芳名〉

男女児とも一歳を綿着、三歳を髪置、男児五歳を袴着、女児七歳を帯解きとして、数え年にお参りしますが、ご家庭のご都合によって「数え年」「満年齢」どちらでも、また、(土)(日)にこだわりません。

また例年の通り「装道きもの学院」の皆様が十一月の十一日(日)、十五日(木)、十八日(日)の三日間、ご参拝の皆様の便宜をはかつて、お召物の着付けをして下さいます。精々ご利用の程をお待ち申しております。

世の中に思ひはあれど子をこ
思ひにまさる思ひなきかな

正式参拝



☆ 平成二十四年四月十一日
内子町立五城中学校
二十七年卒業生
代表 久保禮子
計十八名

☆ 平成二十四年五月一日
三井 新太郎氏

平成二十四年五月十八日
今治市遺族会
代表 村越 梓
計二十五名

平成二十四年五月二十六日
愛媛県遺族会
会長 関谷勝嗣氏
計四十五名

☆ 平成二十四年六月三日
琇孝会
代表 山田孝子氏
計二十名

☆ 平成二十四年六月二十三日
日本會議講演会
宮司 白井貞光
計三名

☆ 平成二十四年六月二十八日
愛知縣護國神社
会長 仲村 覚氏
計八名



☆ 平成二十四年七月三日
愛知縣護國神社
祢宜 高羽伸宏
計八名

☆ 松山北高等学校
松山北高の前身になります、
愛媛県立松山城北高等女学校
「殉職女子学徒追憶之碑」・愛媛
媛万葉苑の清掃を、七月十一日・

☆ 松山南高等学校
松山南高の前身になります、
愛媛県立松山高等女学校、殉職
女子挺身隊員慰靈之碑「挺身」
の清掃を七月十日松山南高生家
庭クラブ約三十名でご奉仕頂きました。

|| 清掃奉仕 ||

☆ NPO法人
まつやま山頭火俱楽部
代表 熊野伸二
計五名

☆ 平成二十四年七月六日
三徳電機㈱
木下真由美
計三十七名

☆ 平成二十四年七月六日
英靈にこたえる会愛媛県本部
会長 佐伯 要
計三十七名

☆ 八月五日、愛媛県議会議員三
宅浩正後援会事務所の皆様で、
八月十五日の終戦記念日祭を控
えて境内慰靈碑等の清掃奉仕を
頂きました。

☆ 愛媛銀行
平成二十三年四月より、毎月
一回約三十名の行員の皆様方に
より境内・参道等の清掃奉仕を
頂き、今年九月九日のご奉仕で
十八回となりました。

又、本年四月二十六日には、
新入行員三十五名の皆様により
正式参拝の後、境内・慰靈碑等
の清掃奉仕を頂きました。

